

新旧対照表

千葉県環境保全条例施行規則（平成7年千葉県規則第62号）

改正前	改正後																
目次（略）	目次（略）																
（趣旨）	（趣旨）																
第1条 この規則は、千葉県環境保全条例（ <u>平成7年千葉県条例第43号</u> ）以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、千葉県環境保全条例（ <u>平成7年千葉県条例第43号</u> 。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。																
第2条～第69条（略）	第2条～第69条（略）																
附則（略）	附則（略）																
別表第1～別表第3（略）	別表第1～別表第3（略）																
別表第4（第14条関係）	別表第4（第14条関係）																
1 有害物質に係る汚染状態	1 有害物質に係る汚染状態																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質の種類</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物～鉛及びその化合物</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>1 リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物～1、4-ジオキサン</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	許容限度	カドミウム及びその化合物～鉛及びその化合物	（略）	六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム	砒素及びその化合物～1、4-ジオキサン	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質の種類</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物～鉛及びその化合物</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>1 リットルにつき六価クロム 0.2ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物～1、4-ジオキサン</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	許容限度	カドミウム及びその化合物～鉛及びその化合物	（略）	六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.2ミリグラム	砒素及びその化合物～1、4-ジオキサン	（略）
有害物質の種類	許容限度																
カドミウム及びその化合物～鉛及びその化合物	（略）																
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム																
砒素及びその化合物～1、4-ジオキサン	（略）																
有害物質の種類	許容限度																
カドミウム及びその化合物～鉛及びその化合物	（略）																
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.2ミリグラム																
砒素及びその化合物～1、4-ジオキサン	（略）																
備考（略）	備考（略）																
2（略）	2（略）																
別表第5～別表第14（略）	別表第5～別表第14（略）																
様式第1号（略）	様式第1号（略）																

別紙 1・別紙 2 (略)

別紙 3

騒音及び振動に係る特定施設の種類						
施設の種類	設置年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	使用年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
型式						
公称能力						
数						
使用時間	時～時	時～時	時～時	時～時	時～時	時～時
使用状況						
騒音防止の方法						
振動防止の方法						
運行書類及び図面	① 特定施設の設置図 ② 工場等の敷地の概図(約 100メートルの見取り図) ③ 敷地内の建物の平面図・立面図 ④ 特定施設の構造図(カタログ・承認図又は写真) ⑤ 騒音抑制等(遮音を含む)構造及び設置位置を示す図面 ⑥ 騒音振動の計算書		⑦ 高 特定施設構造等の変更届出 変更事項 ① 特定施設の構造及び能力ことの変更 ② 特定施設の構造 ③ 特定施設の使用の方法 ④ 騒音等の防止の方法 ⑤ その他規制で定める事項			

備考
 1 特定施設の種類には、千葉県環境保全条例施行規則表第 6 に掲げる番号及び名称を記載すること。
 2 騒音の防止の方法の種類については、別紙によることとし、消音施設の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置等の騒音の防止に
 関して譲りようとする措置の種類を明らかにするとともにできる限り図面、表等を利用すること。
 3 振動の防止の方法の種類については、別紙によることとし、床り基礎、直立式基礎(振びね、コイルばね等を使用するもの)、空気
 ばねの設置等振動の防止に譲りようとする措置の種類を明らかにするとともにできる限り図面、表等を利用すること。

別紙 4 (略)

様式第 2 号～様式第 2 7 号 (略)

別紙 1・別紙 2 (略)

別紙 3

騒音及び振動に係る特定施設の種類						
施設の種類	設置年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	使用年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
型式						
公称能力						
数						
使用時間	時～時	時～時	時～時	時～時	時～時	時～時
使用状況						
騒音防止の方法						
振動防止の方法						
運行書類及び図面	① 特定施設の設置図 ② 工場等の敷地の概図(約 100メートルの見取り図) ③ 敷地内の建物の平面図・立面図 ④ 特定施設の構造図(カタログ・承認図又は写真) ⑤ 騒音抑制等(遮音を含む)構造及び設置位置を示す図面 ⑥ 騒音振動の計算書		⑦ 高 特定施設構造等の変更届出 変更事項 ① 特定施設の構造及び能力ことの変更 ② 特定施設の構造 ③ 特定施設の使用の方法 ④ 騒音等の防止の方法 ⑤ その他規制で定める事項			

備考
 1 特定施設の種類には、千葉県環境保全条例施行規則表第 6 に掲げる番号及び名称を記載すること。
 2 騒音の防止の方法の種類については、別紙によることとし、消音施設の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置等の騒音の防止に
 関して譲りようとする措置の種類を明らかにするとともにできる限り図面、表等を利用すること。
 3 振動の防止の方法の種類については、別紙によることとし、床り基礎、直立式基礎(振びね、コイルばね等を使用するもの)、空気
 ばねの設置等振動の防止に譲りようとする措置の種類を明らかにするとともにできる限り図面、表等を利用すること。

別紙 4 (略)

様式第 2 号～様式第 2 7 号 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。